

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 1月26日
照会部署名 吹田年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 (厚生年金適用調査課長) 竹内 伸
連絡先 TEL [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-114	適格退職年金の廃止に伴い支給された解約一時金について
------------------------	----------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適格退職年金の廃止に伴い従業員に支払われた解約一時金およびそれにかかる所得税を事業主が本人にかわり負担する場合、「いわゆる退職金の前払いに係る社会保険料の取扱いについて」(大阪社会保険事務局運営部事務連絡:平成15年12月4日)の事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるものについては、報酬又は賞与には該当しないものと取扱うことから判断すると、報酬又は賞与に該当しないと考えられるが、御教示願います。

(回答)

貴見のとおり。

一時金として精算する場合においては、報酬又は賞与のいずれにも該当しない。

回 答 日 成22年2月8日

回 答 部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回 答 作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主 管 担 当 部 署 の 長 の 確 認

(軽微なものについてはグループ長)

山上